

登録団体概要書

(2023年12月作成)

(ふりがな) 団体名	ほごねこはうすそら 特定非営利活動法人 保護猫ハウスそら		
代表者職・氏名	理事長 秋山 祐子		
主たる事務所の 所 在 地	〒763-0012 香川県丸亀市土居町2丁目10番9号		
連絡先等	電話	090-8974-8793	FAX
	e-mail		
	ホームページ		
法人設立年月	2021年6月	正会員数	15人
活動目的 (定款に記載された目的)	この法人は、地域社会に対し、地域猫や捨て猫等の所有者のいない猫の保護及び新たな飼い主探しを主な事業とし、また、動物の適正な飼育管理等の普及啓発を図るといった動物愛護に関する事業を通じて、環境を保全しながら人と動物が調和し、共生する社会づくりに寄与することを目的とする。		
主たる活動分野	猫に関する相談、保護、飼養、譲渡活動。 野良猫のTNR+M活動。 ※Trap(トラップ)捕獲する、Neuter(ニューター)避妊去勢手術をする、Return(リターン)猫を元の場所に戻す、Management(マネジメント)猫を管理していく活動のこと。 保護猫やTNR+Mについての啓蒙活動。		
活動状況	主な活動	地域住人から依頼された猫たちの保護。 野良猫たちをTNRし地域猫として見守る活動。 餌やりさんのルールについて置き餌の禁止や糞尿の清掃活動などを促し、地域住民と猫が共生しやすい環境になるための啓蒙活動。 保護猫たちの飼養。看病。 定期的な譲渡会の開催。	
	活動地域	香川県内全域	
	活動頻度	毎日	
	過去の 事業実績	初年度 総数100頭 うち譲渡84頭 TNR 4頭 令和3年度 総数203頭 うち譲渡158頭 TNR 42頭 令和4年度 総数131頭 うち譲渡84頭 TNR 33頭	

今後の活動方針	<p>現在シェルターにいる保護猫たちは主に地域住人からの依頼で保護に向かう、もしくは連れてきてもらい保護となっている。</p> <p>そのため地域住人との距離も近く、そこを強みとし行政とも協力しながら TNR+M 活動、地域猫活動への理解を求めて邁進していきたい。</p> <p>まだ完全室内飼いの徹底もできていない地域もあるので地域猫と家猫の違いなどを分別するためにもそういった意識のアップデートも含めた啓蒙活動を続けていきたい。</p> <p>保護された猫たちにもたくさんの愛情を注ぎ、人との生活に慣れさせた上でしっかりとお家へと譲渡していきたいと思う。</p>
県民への P R	<p>香川県は温暖な気候で春夏秋冬過ごしやすい県となっております。そのため犬や猫の繁殖率もよく、お外での子たちも育ちやすい、また周知の不足も要因の一つではありますが‘無責任な‘餌やりさん’も多く、野良犬や野良猫がたくさんいます。</p> <p>野良犬や野良猫が悪さをするからと保健所へと連れていかれ、保護しきれない子たちは殺処分という不幸な連鎖も後を絶ちません。</p> <p>このような野良犬野良猫を取り巻く環境の中で、私たちは猫に特化し、保護やT N R + M活動（※）を行っています。</p> <p>※Trap（トラップ）捕獲する、Neuter（ニューター）避妊去勢手術をする、Return（リターン）猫を元の場所に戻す、Management（マネジメント）猫を管理していく活動のこと。</p> <p>責任ある餌やりさんとは何なのか、地域猫活動は何なのか、などの啓蒙活動にも力を入れていき県民のみなさまを巻き込んで県の意識を向上させていけたらと思っています。</p> <p>不幸な命が増えないように。生きるために生まれてきた子たちを生かすために。保護猫たちが幸せになれるように。これからも頑張ります。</p>

(注1)団体登録された場合、この概要書は、寄附を検討する県民への資料として、公開されます。

(注2)枠内に記入できない場合は、枠を広げて記入ください。A4版であれば、複数枚になっても結構です。

活動状況報告書

(2023年12月作成)

団体名 特定非営利活動法人 保護猫ハウスそら

登録要件	登録要件に関する団体の活動状況等
広く県民を対象とするNPO活動を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住人からの相談により保護に向かうこともあれば、地域住人が連れてきた子たちを保護している。 ・譲渡会を開催し、里親様を探し、猫も人も幸せになれるよう適正な飼養や終生飼養について啓蒙している。 ・野良猫の多い地域では、餌やりさんや近隣住民に話をして地域猫やTNR+M活動（※）について理解してもらえるよう説得している。 <p>※Trap（トラップ）捕獲する、Neuter（ニューター）避妊去勢手術をする、Return（リターン）猫を元の場所に戻す、Management（マネジメント）猫を管理していく活動のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TNR+M活動についてのレクチャーなども行い、活動自体が広がるよう努力している。
より公益性の高いNPO活動を行っていること	<ul style="list-style-type: none"> ・地域猫やTNR+M活動を行うことで野良猫が減り、保健所への持ち込みが減り殺処分される不幸な命を減らせる。 また野良猫が少なくなることで見えない場所で亡くなっている命も減らせることができる。 ・譲渡会の開催により、適正な飼養や終生飼養についてや、保護猫の存在、地域猫・TNR+M活動について啓蒙活動ができる。 ・地域猫やTNR+M活動について、周知など啓蒙活動を行うことで、餌やりさんと近隣住民の間に第3者として介入することができ、それによって近隣トラブルの緩和へつながる。

活発なN P O
活動を継続的
に行い、当該
活動に発展性
及び模範性が
あること

- ・保護された猫たちに愛情を注ぎ、必要な医療にかけ、健康的な日々を送れるよう猫たちのサポートを行っている。
 - ・他団体さんや個人ボランティアさんたちとも情報交換をし、猫たちにとつての最善や今後の活動に関しての重要性などの話し合いをしている。
- また行政にも協力を仰ぎ、市から、県から、現状を変えていくよう努力している。

(注1)この報告書は、団体の活動内容が登録要件を満たしているかを審査するための資料として用い、また、
団体登録された場合、寄附を検討する県民への資料として、公開されます。

(注2)枠内に記入できない場合は、枠を広げて記入ください。A4版であれば、複数枚になっても結構です。

(注3)活動の状況等が分かる資料等があれば添付ください。